

河 川 巡 視 支 援 業 務 積 算 基 準

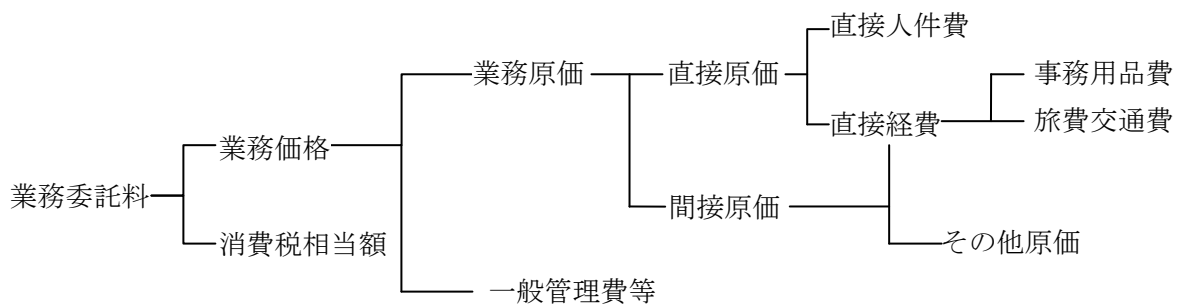
I. 平常時

1. 適用範囲

この積算基準は、河川管理に係る平常時の河川巡視支援業務を委託する場合に適用する。

2. 業務委託料

(1) 業務委託費の構成



(2) 各構成費目の算定

① 直接人件費

イ 直接人件費

直接人件費は通常勤務及び超過勤務とし、下記を標準とする。

a. 通常勤務

河川巡視業務に従事する河川巡視員の職階は、技術員を標準とする。

b. 超過勤務

超過勤務は、現場において通常的に行うものについては、河川巡視員の時間外給与とし実状に応じて計上する。なお、これは設計変更の対象とはしない。ただし、当初の設計日数等に変更のあった場合はこの限りではない。

超過勤務時間当たり単価は次式により積算する。

$$\text{超過勤務時間当たり単価} = (\text{巡視員の基準日額}) \times 1 \times / 8 \times A \times B$$

※但し、A：125/100 又は 150/100：時間外又は深夜割増

B：基本給構成比

ロ 業務打ち合わせ 1 業務当たり業務管理者を技師(A)として月 1 回(0.5 人/月)計上する。

- ハ 指揮・監督 業務管理者による指揮・監督業務として、1ヶ月当たり技師(A)を1.0人・日計上する。ただし、指揮・監督業務については、想定される担当技術者数が2人以下の場合は、0.5を乗じること

② 直接経費

業務遂行上特に必要(特記仕様書に明示した場合)なものについて、その実費を計上するもので、下記によるものとする。

a. 事務用品費

特に必要がある場合に計上する。

b. 旅費交通費

旅費交通費は「国土交通省所管旅費取扱規程」及び「国土交通省職日額旅費支給規程」による。

なお、本支店から業務場所までの通勤距離が片道30km以内、又は自動車で片道1時間以内の範囲については、交通費は計上しない。

ただし、a,b以外の直接経費は、その他原価とする。

③ 間接原価

イ その他原価

その他原価は、事務用品費及び旅費交通費を除く直接経費及び間接原価とし、次式により算定した額とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、20%とする。

④ 一般管理費等

一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とし、次式により算定した額とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

⑤ 消費税相当額

消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

3. 河川巡視に技師(C)を必要とする高度な業務内容

河川区域内の放置車両・投棄車両・放置船・沈没船の撤去・大型ゴミの投棄の撤

去・浮浪者等の撤去等に、時間・日時を要し、巡視員が対応すれば他区間の巡視が出来ない状況であり、また、これらの対策は、事務所内部だけで解決できる問題でなく、広く地元警察署・公共団体等一連で実施しなければ解決できない。

以上の内容を、出張所・事務所職員のみで対応することは、他の業務に多大な影響をおよぼすため、技師(C)に撤去計画・警察署との立ち会い・公共団体等との打合わせ等を行わせることができる。

4. 車両管理

巡視に必要となる自動車の積算は、「車輛管理業務委託積算基準」により積算するものとする。

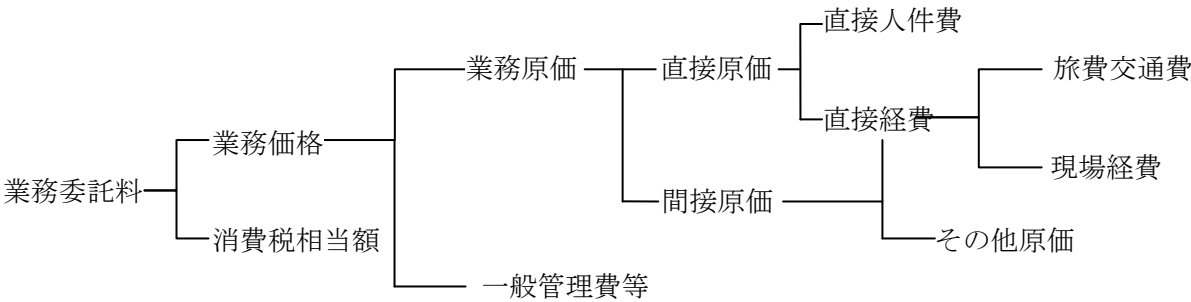
II. 出水時

1. 適用範囲

この積算基準は、出水時の河川巡視支援業務を委託する場合に適用する。

2. 業務委託料

(1) 業務委託料の構成



(2) 各構成費目の算定

① 直接人件費

イ. 直接人件費

a. 事前打合せ

業務実施に先立ち、業務内容の説明会及び事前調査・通報訓練を実施するもので、これらは交替班も含めた全班数とし、1日分を計上する。

b. 巡視業務

[班編成]

巡視業務の班編成は、次表を標準とする。

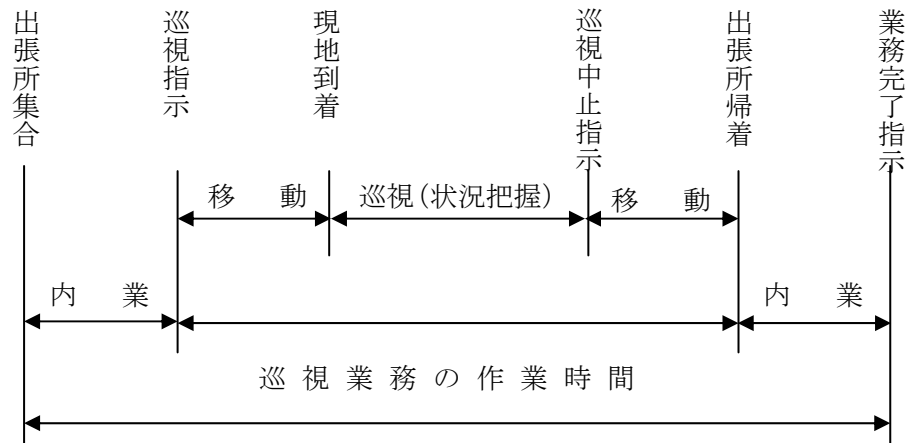
職 種	員 数
技 術 員	2 人
一般運転手	1 人

[時間単位の算定]

対象時間	時間帯	1 時間あたり単価
5h～22h	始めの 8 時間	基準日額×1／8・・・①
	8 時間をこえる部分	①×構成比×1.25
22h～5h	始めの 8 時間	①+①×構成比×0.25
	8 時間をこえる部分	①×構成比×1.5

[作業時間の算定]

作業時間の算定は、下図を標準とする。



- (注) 1. 各段階での支持は、監督職員が行うものとし、巡視業務の作業時間は、出張所集合から業務完了指示までとする。
2. 12 時間交替制とする。
3. 当初設計は、各時間帯とも見込み時間数を計上し、変更設計で精算するものとする。

[運転時間]

- ・出発地は、出張所として精算する。また、班の交替は現地交替とする。
- ・車両の標準速度は下記とする。

現地までの移動速度・・・・・・・・・・ 30 km/h

重要水防箇所 (A・B・C)・・・・・・・・・・ 10 km/h

その他の区間の巡視速度・・・・・・・・・・ 20 km/h

- ・車が進入出来ない区間は、徒歩による巡視とし、速度は 2 km/h とする。

[班数の算定]

- ・上記の運転時間で算出した巡視時間が、1 巡するのに 1 時間以内となる班数を設定するのを標準とする。

ロ. 直接経費

a. 現場経費

業務に必要な自動車 (5 人乗りライトバン 1,500cc) の経費を計上するものとする。

b. 旅費交通費

交通費は、業務処理に従事する技術者が、原則として自動車で往復する費用とし、日額の旅費は精算しないものとする。

a,b 以外の直接経費は、その他原価とする。

② 間接原価

イ その他原価

その他原価は、現場管理費、旅費交通費を除く直接経費及び間接原価とし、次式により算定した額とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、20%とする。

③ 一般管理費等

一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とし、次式により算定した額とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

④ 消費税相当額

消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。